

菊池幽芳「己が罪」論

—〈懺悔〉をめぐる—

笛 木 美 佳

Mika Fueki

Ono ga Tsumi (My Own Fault) by Kikuchi Yuhō — What the Confessions Mean

一

菊池幽芳「己が罪」は、「大阪毎日新聞」に明治三十二年八月十七日から十月二十一日まで（前篇）、および三十三年一月一日から五月二十日まで（後篇）連載され、好評を博し、のち前・中・後篇に分けて、それぞれ三十三年八月、三十四年一月、同年七月に春陽堂から刊行された。

「本格的な家庭小説の登場は、菊池幽芳の『己が罪』（中略）にはじまった」（『日本近代文学大事典』⁽¹⁾）、「代表的な作品に菊池幽芳『己が罪』『乳姉妹』、中村春雨『無花果』、田口掬汀『女夫波』などが挙げられる」（『日本現代文学大事典』⁽²⁾）と説明されているように、従来この作品は、明治三十年代に流行した家庭小説の代表的作品として位置づけられてきた。

以下その概要を示しておく。

撰津天下茶屋村の豪農の娘、箕輪環は東京で女学校に通う。活潑で纏緻もよく、品行方正な勉強家として校中の評判もよかったが、医学生の子塚口虔三

に欺かれて、妊娠し、退校してしまう。既に許嫁のいる虔三は、キリスト教の教会で環と偽りの結婚式を挙げ、将来の約束と見せかけて安心させ、邪魔になると一方的に関係を絶つ。臨月を迎えていた環は絶望のあまり父に遺書を送って自殺を図るが、助けられ、その晩男児を出産する。産後のヒステリーが高じてわが子を殺そうとしたこともあり、男児は房州の漁具売りの家に里子に出され、環には死んだと告げられた。（前篇）

父と共に天下茶屋に戻った環は縁談を断り続けていたが、父の願いを入れて過去を秘したまま、子爵桜戸隆弘の元に嫁ぎ、一子正弘を授かった。環は過去の罪を懺悔しなければと機会をうかがい続けるが、隆弘がひどく罪悪を憎むという厳しい道義心の持ち主ゆえにならず、幸せな結婚生活の裏面で良心の呵責と罪の暴露の恐怖に脅えた日々を送り、体調も悪化する。箱根に療養中、腸痙攣にかかった正弘を最新医療で救ったのが、塚口虔三医学博士で、環はいっそ虔三から秘密が暴露されればよいとまで願うが、その決心に感服し、また一方でわが身の名誉を守るために、虔三は隆弘には何も語らず去った。（中篇）

病後の療養のため家族で房州根本海岸を訪れた折、環は、里子に出され十

一歳に成長した我が子玉太郎と再会する。玉太郎は、七歳の正弘とも親しくなり、環に惹かれて毎日互いに往来するようになる。隆弘への懺悔との兼ね合いもあり、母子の名乗ができぬまま日が過ぎる。ある日、海面の岩の上に取り残された正弘と、それを救おうとした玉太郎が二人とも波にさらわれて、溺死するという事件が起こる。環は我が罪の深さを思い、二人の死児の枕頭で良人に懺悔をする。厳格な隆弘は彼女を許さず、環の父の、自害を以ての詫びを入れて離縁は永久に見合わせたものの、東洋漫遊の旅に出てしまう。罪を償うため、台北赤十字病院の篤志看護婦になった環は、三年のうちに看護婦長を務めるようになる。そこへ隆弘が、西貢で伝染的熱性病に罹り入院したとの報が届き、環は西貢赤十字病院に駆けつけ看病し、隆弘は一命を取りとめる。隆弘は帰国の船上、放浪の苦行の中で、偏狭な儒教主義によって注入された道義にとらわれ、環の献身的な愛情を理解できなかった自分を反省し、一道の光明を得たことを告げて環に懺悔し、二人でともに希望の光に導かれて、温かな世界の新しい旅に上ろうと誘う。(後篇)

さて、この「己が罪」を読んでいて、目に留まる語がある。それは、〈罪〉〈懺悔〉である。今回テキストとする、『大悲劇名作全集』版「己が罪」⁽³⁾は、前篇六十六章、中篇六十九章、後篇六十八章の計二〇三章からなるが、〈罪〉(罪悪・罪劫・罪科・罪障も含む)は全六十八章にわたり二一〇語用いられている。〈懺悔〉も全三十四章に一〇〇語である。文脈から、「偽り・秘密・欠点・弱点・過去」なども〈罪〉として読め、「打明ける」が〈懺悔〉としても読めるので、この数字以上にこれらの語は登場していると言つてよい。特に、新聞小説として連載されていたことを考えると、来る日も来る日も〈罪〉と〈懺悔〉を目にする時期もあり、頻度高く読者

に迫った語であったことが想像できる。本稿では、この〈懺悔〉という語に着目して考察を進める。

二一

なぜ「己が罪」には〈懺悔〉という語が多いのか。それは、環が人生の節目ごとに〈懺悔〉の機会をうかがいつつ、それを果たし得なかったからである。

環は「何もかも懺悔した上でそれでも妾を妻にするといふ人に、安心して身を任せたいと思」(中 第四、以下「中4」と表記する)っていたのだが、桜戸隆弘との、またとない良縁を結ぶために、父に「もう決して懺悔などはしてくれぬな」(中18)と言ひ含められる。しかし、環はその時は承諾したものの、それを是とはできない性分であった。

環は如何にするも何時かは懺悔をなさでは止まじと思へるなり、一方よりは絶えず良心の苛責を受け、一方よりは秘密の知れはせずやとひやくとしてのみ、日を送らん事の、如何に心苦しかるべきを思つて、むしろ懺悔と云へる、只短き一時の心苦しさを選ばんとはなせるなり、そのみならず、懺悔にこそ己が罪も消ゆべく、必ず良人の憐憫をも得んと思へるなり、その懺悔の期についても自分は婚礼の当夜に於てせば、何となく良人の我罪を許さるゝならんと思ふ心地せられ、また良心も添臥の前に懺悔をなすべき事を迫るなり(中19)

ところが明日が結納という日に、隆弘の「人物」が「誠に畏敬すべき」であると同時に、「人の後暗き事をば情義にかへても許すまじき、厳格なる

性質」(中26)であることを知り、自分のためにも父のためにも離縁を恐れ、婚礼の夜には懺悔できなかったのである。

その後も環は、出産や子どもの成長、思いがけない度三との再会など、人生の節目、転機が訪れる度に〈懺悔〉を思う。けれどもそれらの機会は〈懺悔〉の機会とはならなかった。環はその度ごとに自分の罪を強く意識させられ苦しめられるばかりか、その罪が彼女の想像以上に深く、自分よりもむしろ周りの他者に大きな影響を与えることを思い知らされて、打ちのめされ、〈懺悔〉などできなかったのである。「できなかった」というよりは、「懺悔は畢竟わが良心を満足せしむるの外、何の益する処もなきものぞ、左れば良人のためわが身のため、父のため子のため、はた桜戸家の名のため、子爵夫人の名誉のために、わが身は得こそ懺悔はすまじ」(中48)と「決心」せざるを得なかったのである。まさしく金子明雄氏が「罪が連鎖的に循環」し、「その罪を消し去り、連鎖を止める唯一の手段と思われる懺悔は、彼女にはどうにもならない経緯で先延ばしされ、それがさらに重大な罪を生じる原因となって、罪の連鎖に貢献してしまう」と指摘している通りである。

こうした、心ならずも〈懺悔〉の機会を逃し続け、渦を巻くように深みにはまっていくという物語の展開は、読者の興味を逸らさず、新聞小説には非常に有効な手法と言ってよからう。だが、もしここに用いられているのが〈懺悔〉という非日常的な重い語でなかったら、これほどの緊迫感を維持し得たであろうか。〈告白〉〈謝罪〉〈お詫び〉といった言葉でないからこそ、環のヒロインたる倫理観、そして切迫感が際立つのである。

さらに、〈懺悔〉というインパクトのある語が繰り返し用いられるゆえに、読者はそれが繰り返されなければならない状況に疑問を持ち、〈懺悔〉

することが許されないという環の置かれた環境が問題としてクローズアップされていくのではないか。

ではなぜ〈懺悔〉という言葉が選ばれたのか。まず、〈懺悔〉の意味を確認するところから始めたい。

『新編大言海』⁽⁵⁾

サンゲ 仏教ノ語。過去ノ罪悪ヲ悔イテ、仏、菩薩、師長、衆人ニ対シテ、
頭ニ陳述スルコト。仏教道徳ノ上ニ、重要ナルコトトセラレ、罪障ノ消滅
ハ、コレニ依リテ得ラルルコトトセリ。訛リテ、ざんげ。(後略)

『角川古語大辞典』⁽⁶⁾

ざんげ ① 仏語。過去の罪を悔い、仏・菩薩(ぼさつ)・師長、あるいは大衆の前に告白し、謝すること。これによって罪が消滅するとされ、懺悔の法要である懺法(せんぼう)が盛んに行われた。キリシタンにおいても重要な信仰上の行為である「こんひさん」の訳語として用いられることがある。

② 包まず言うこと。打ち明けて話しにくいことを話すこと。(後略)

『日本国語大辞典』第二版⁽⁷⁾

ざんげ ① (仏教では現在も「ざんげ」とよむ) 仏語。過去に犯した罪悪を告白してゆるしを請うこと。また、過去の罪悪を悔いて神仏や人々に告げわびること。② 過去に犯した罪悪を後悔して、人に打ち明けること。一般的に、他人に話しにくいことを打ち明けることにもいう。(③④略) ⑤ キリスト教で、罪のゆるしを求める行為をいう。告解。告白。悔改め。

以上の辞典の説明から、この語が古くは仏教語「ざんげ」として流布し、「ざんげ」が一般的となったのは比較的新しいということ、仏教のみならず、次第にキリスト教の用語としても定着していったことがうかがえる。

これら二つの特徴を鍵に幽芳の意図を探ってみたい。

「己が罪」ではどのようなスタンスで〈懺悔〉という語が用いられているのであろうか。

環は良心に苛まれると神に呼びかけ、神に祈る。例えば、「良人の寵愛の加はるにつけて、いとゞ心の咎められ、寝られぬ夜半に、独り神に念じて、己が罪を見ゆるし玉へと祈る事もあり」(中34)というように。そしてまた、予想外の不幸に出会う度に、それは自分の罪に対して神が罰を与えるのだと自覚し、恐れおののくのである。

何咎もなく人並ずぐれて生れた兄弟を、むぎ／＼殺して仕舞ふといふのも、

みんな恐ろしい母の罪が頑^{おや}はない児に酬^{おこ}いて来たのです、妾は神様の罰^{ばち}の恐ろしい事を悟りました(後36)

では、環の〈懺悔〉はキリスト教の観点に立つのかというと、そうではない。彼女の〈懺悔〉の対象は良人であったし、彼女はキリスト教に入信していないのである。キリスト教信者である虔三が、教会で結婚の偽装を働いた時もあるとだまされてしまうし、最後の懺悔の場面でも「死んだ二人の児を神と思ひまして：：神の前で何もかも心の中を申上るのでございませう」(後39)と述べている。キリスト教の信者であれば、決して児を神とすることはなからう。そもそも、もし彼女が信者であれば、〈告解〉をし、もっと早く肩の荷を下ろせたはずなのである。

それゆえ、神を対象とした〈懺悔〉はわずか一例に過ぎない。帰阪後、「娘の鑑と称へられ、東京に遊学さすればかくばかり女の品位を高むるものかと嘆賞されて、環に懸けたる一郷の信用」が「云ひ知れず大いなるもの」となるのに対し、「独り心の苦しさに半夜神に懺悔」(中1)するとい

う部分のみである。

こうした環の〈懺悔〉について、林寄雯⁽⁸⁾氏は、特に最後の良人への〈懺悔〉を環が「死んだ児達への追善」(後37)と意味づけたところに着目し、「結局、環を懺悔させた内心の原理は仏教的な因果観念に依存したものであった。環の心のよすがはキリスト教の献身的な教訓から、途中の彷徨いを経て、仏教の因果観念に傾いていった」とする。たしかに環の〈懺悔〉自体にはそのような見方も可能であろう。

しかしながら、この作品で提示されているのは、〈懺悔〉することそのものではない。〈懺悔〉を通して、〈懺悔〉ができる関係の重要性を訴えているのである。そしてその関係のあり方として提唱されているのは、キリスト教精神に基づく夫婦の和合と、家庭の平和である。エンディングの隆弘の環への謝罪の場面(後66〜68)には、彼が放浪し煩悶する中で「聖書に慰藉を求め」、「一道の光明を見出し」たことが語られる。彼は、以前は「儒教主義に依つて注入された道義心」のために「社会の人事は愛情が根本となつて、何ものをも支配して居ることを」「認めなかつた」。したがって、環の「献身的の美しい情」にも「冷やかな無慈悲の報酬」しか与えなかつた。しかし、苦しい放浪によって「社会は道徳の支配すべきものでなくて、寧ろ愛情を根本にした道徳でなければ、円満に人生を支配して行くことは、どうしても出来ないといふ事」を悟り、環に感謝するのである。その上で、「あゝ環さん、今日からはお互ひに過去の何事をも忘れて、そして希望^{ホッパ}の光りに導かれて、この温かな世界の新しい旅に上らうではありませんか」と誘い、環もそれを「たゞ涙に咽びつゝ」受け入れるのである。

(前略) (引用者注 懺悔が)〈神〉ではなく目前の他者に向かって語られ、他

者の許しを得ることによって〈救済〉されることになる。しかも、その他者はすべて〈家族〉であるところに注目しなければならぬ（度三もかつての夫である）。対家族に向かつてなされる「懺悔」と許しが、〈愛情〉と〈信頼〉で結ばれた家族関係を維持・再構成させていく核心となっている。

とは、高橋修氏⁽⁹⁾の説であるが、首肯すべきであろう。

それにしても、幽芳はキリスト教精神を描くのに、なぜ当時は仏教語として流布していた〈懺悔〉を多用したのであろうか。『明治文学全集』⁽¹⁰⁾における菊池幽芳の「年譜」には、明治二十一年の項に、「このころ、巖本善治の『女学雑誌』を愛読、キリスト教主義の感化をうけ、恋愛神聖を骨子とする処女小説「薔の花」を水戸の新聞に掲げたという」と記されている。つまり、幽芳はキリスト教に造詣が深かったのであって、この〈懺悔〉という語を選んだのには、何か理由があるはずなのである。

ここでもう一度、この作品の発表舞台が新聞であったことを思い起こしたい。幽芳は単行本『乳姉妹』⁽¹¹⁾前篇の「はしがき」⁽¹²⁾（明治三十六年十二月初旬付）において、「全体私は私共の新聞に講談を載る事をだん／＼廃したいといふ考で、それには何か之に代る適当なものを見つけない。今の一般の小説よりは最少し通俗に、最少し気取らない、そして趣味のある上品なものを載せて見たい。一家団樂のむしろの中で読れて、誰にも解し易く、また顔を赧らめ合ふといふやうな事もなく、家庭の和樂に資し、趣味を助長し得るやうなものを作つて見たいものであると考へて居ました」と記している。これは「己が罪」より後に発表された「乳姉妹」の創作動機を語ったものだが、幽芳は明治三十年頃から「大阪毎日新聞」の文芸部主任を務めていたので、「己が罪」も同様の動機をもって書かれたと見てよかる

う。

さて、この「はしがき」から見えるのは、読者層である。それまで講談を読んでいた読者にとって、隅から隅までキリスト教で固めた小説では抵抗があったに違いない。当時は「耶蘇」というだけで、拒否する向きもあったのである。

よい例が、同じ「大阪毎日新聞」の懸賞小説に一等当選し、明治三十四年三月二十八日～六月十日にかけて掲載された、中村春雨「無花果」⁽¹³⁾に見られる。鳩宮庸之助は岸野沢の処女の純潔を傷つけたものの結婚は許されず、失恋の痛手を抱えてアメリカに渡り、キリスト教に出会って救われる。牧師の娘、恵美耶^{ゑみや}と結婚し帰国、自らも牧師となって教会に赴任する。ところが、父も母も姉もキリスト教を毛嫌いし、

「庸、先日も云つたやうに、何卒^{どうぞ}汝^{おまへ}、耶蘇なんか、廃止^{よし}ちやつて、銀行の方へ出る事しておくれな、ねえ、——そして、あんな眼の青い、髪赤い、何んだか忌^{いや}らしい、あんな者を汝、女房にするのはもう廃止しておくれ、お願いだから……。」^(十三)

と母が言えば、姉も、

「真^{まこと}にね、庸さん、あんなものを妹だと思へなんて、私やア何だか情け無くなつちまふわ、何卒、廃止^よされりやア、廃止して貰^{もら}ひたいもんだね。」^(同)

と言うありさまである。ここからは、当時の一般大衆にとってのキリスト教、外国人に対する偏見と距離感がうかがえよう。

こうした事情があったゆえに、幽芳は作品全体をキリスト教の教義に押し込めることを避け、日本に從來からある〈懺悔〉という仏教語——しか

もキリスト教の用語でもある——を用いつつ、無理なくキリスト教精神の世界に読者を誘ったのではないか。

三

〈懺悔〉は、新聞の読者を意識して用いられた言葉であろうと推測したのだが、この作品における〈懺悔〉の戦略はこれにとどまらない。

同時期のベストセラーであり、かつ家庭小説のはしりと扱われることもある、尾崎紅葉「金色夜叉」⁽¹⁴⁾（読売新聞「明30・1・1〜35・5・11断続連載」と比較してみたい。

「金色夜叉」は鳴沢宮が許嫁であった間貫一を裏切ったものの、後に悔悟して謝罪する機会を求めて訴えるが、ことごとく貫一に撥ね付けられるという設定になっている。「己が罪」の環のように秘密を打ち明けるのではないが、熱海の海岸の場面での「私も考へた事があるのだから、それは腹も立たうけれど、どうぞ堪忍して、少し辛抱してゐて下さいな。私はお肚の中には言ひたい事が沢山あるのだけれど、余り言難い事ばかりだから、口へは出さないけれど」という言葉（「金色夜叉前篇」第八章、傍線引用者、以下同じ）や、貫一の家を押しかけて詫びようとすする場面の「もう二度と私はお目には掛りませんから、今日の所は奈何とも堪忍して、打つなり、殴くなり貫一さんの勝手にして、然して少小でも機嫌を直して、私のお詫に來た訳を聞いて下さい」（「続篇金色夜叉」第六章）という言葉などから、宮が何らかの事情を説明した上で謝罪することを念願していることがうかがえる。けれども、「金色夜叉」では「謝りさへしたら、御詫びをしたい・堪忍して下さい」などと表現されており、〈懺悔〉という言葉は二例しか

用いられていない。謝罪される側の貫一が主人公であるため、謝罪すべき宮の心情描写が少ないこともあるが、紅葉は〈懺悔〉という言葉積極的に用いなかったと言えそうである。同じ紅葉の作品に「二人比丘尼色懺悔」（『新著百種』第一篇、明22・4、吉岡書籍店）があるが、この作品も〈懺悔〉という言葉が用いられているのは、タイトルのみである。

同様に同時期のベストセラーで、やはり家庭小説として扱われることもある徳富蘆花の「不如帰」（『国民新聞』明31・11・29〜32・5・24）を調査したが、秘密を持ち、謝罪するという設定自体がないため、〈懺悔〉という語は皆無であった。

では、〈懺悔〉という言葉は幽芳のオリジナルであったのか。

正宗白鳥は「明治文壇総評」⁽¹⁵⁾において、「透谷・独歩・蘆花、それから、自然主義時代の人々が、懷疑・懺悔・告白などの言葉を口にし、またそういうことにしきりに心を労したのは、西洋宗教の刺戟によるものではあるまいか」と述べている。つまり、「己が罪」の〈懺悔〉とは単なる仏教語〈懺悔〉ではなく、当時の青年作家間における流行語であったのである。

ここに挙げられた作者の一人である島崎藤村を例に、その辺りの事情を確認したい。

藤村が自費出版した「破戒」（『緑蔭叢書第壹篇』、明39・3）では、〈懺悔〉という語は、猪子廉太郎の著書『懺悔録』に代表される。「我は穢多なり」、つまり穢多であるという我が身の素性を社会に包み隠さず打ち明けるという意味で用いられている。「己が罪」で、環が過去における我が過ちを打ち明けるというのと異なるように見えるが、環の〈罪〉も虔三と、彼に荷担した教師大木小枝子に謀られたゆえの、理不尽な運命によるものであるから重なる部分はあると言ってよい。ただし、「破戒」では打ち明け、詫

びる相手が「社会」と広く、父の堅い戒めもあるため、〈懺悔〉というよりは、まずは〈告白〉ということになるのだろう、〈懺悔〉の用例は少ない。〈告白〉という語が一篇の中心を貫いている。

では、藤村らはどこで、このわが身をありのままに打ち明けるといふ〈懺悔〉に出会ったのか。

藤村の「年譜」⁽¹⁶⁾を繰ると、明治二十七年の項に「夏、ルソオの「告白」、ドストエフスキーの「罪と罰」を読む」と記されている。小池健男氏『藤村とルソー』⁽¹⁷⁾によれば、明治二十七年の「夏のころ、満年齢で二十二歳（数え年で二十三歳）のとき、藤村はルソオの『告白』（当時の言い方では『懺悔』）を「どうかして手に入れたと思うて」、知人の村山鳥逕を通じて英訳本を借りて読」み、「きわめて深い感銘を受けたのだが、それをすぐに文章にまとめることは」せず、十数年を経て「明治四十二年五月一日発行の文芸誌「秀才文壇」に、追憶の形で一文を寄稿した」のが「ルソオの『懺悔』中に見出したる自己」である。

この「告白」はジャン・ジャック・ルソオの人生の告白録（原題 *Les Confessions*）である。日本初訳は森鷗外による「懺悔記」で、明治二十四年三月十八日～五月一日まで「立憲自由新聞」に連載され、さらに雑誌「城南評論」第一巻二号（明25・4）、および第一巻七号（明25・9）にその一部が掲載された。鷗外は独訳版 *Bekentnisse* を用い、全訳ではなく抄訳し、ところどころ訳者注も挟んでいる。

藤村が読んだのは英訳本であるが、先の小池氏の文章に『告白』（当時の言い方では『懺悔』）とあるように、〈懺悔〉の語で知られていたのは、おそらく鷗外訳に負うところが大きいだろう。そこで、この鷗外訳について〈懺悔〉が語られているか確認したい。

鷗外訳「懺悔記」⁽¹⁸⁾は、冒頭「千七百十二年より千七百十九年に至る。」を「余が思ひ起す所は、比類なき事業なり。後の世にもこれを模倣するものあるべからず。余は一個の人物に就て、悉くその天然の真を写して世に示さんとす、而してこの人物は余なり」という一文で始め、さらにその「天然の真を写」すという自己表白を、「懺悔」という語で訳している。

余は記憶の至らん限り、真なりと思ひ得ることをこそ権に真とは定められ、一たびも分明に真ならずと知れる事を真なりとは言はざりき、余が卑俚にして厭ふべかりし時のことをば、其儘に卑俚に、余が善良、寛大、慈愛なりし時の事をば、其儘に善良、寛大、慈愛に描き出し、ことなれば神よ、余は我衷心を汝が鑑みたるが如くに表白せしといふことを得べし。余と世を同うせる億兆の民よ、我身辺に集ひ来て我懺悔を聞き、我短の爲めには歎息し、我辱の爲めには赧顔せよ。既に聞き畢らば各々玉座の下に跪き、余と同じく平心易気にて心腸を吐露せよ。

その後、鷗外訳では、ルソオ自身の特異な性愛の嗜好を綴り、ある不具の女性の心を傷つけた体験を告白するところで閉じられている。

こうした、後ろめたいこともすべて打ち明けることで自分を見つめ直す姿勢＝〈懺悔〉が藤村ら当時の若い作家達の支持するところとなり、やがて一世を風靡する自然主義の一つの形をなしていったのだろうが、この、仏教語〈懺悔〉とは異なる〈懺悔〉が、「己が罪」における〈懺悔〉の底流をなしてもいるのではないか。幽芳がルソオの「懺悔記」を読んだか否かは調査が必要であるが、透谷・藤村らが「女学雑誌」に寄っていた作家であることを踏まえると、先に引いた年譜の「巖本善治の『女学雑誌』を愛読」という記事は、その影響の可能性を示しているのである。

四

〈懺悔〉をする作品は、「己が罪」の後にも続いた。「己が罪」の空前の大好評に後押しされて、先に挙げた中村春雨「無花果」、さらには幽芳「乳姉妹」でも〈懺悔〉や秘密の告白という設定が受け継がれて成功し、家庭小説における作風の主流となっていたのである。

それにもかかわらず、「己が罪」はその通俗性ゆえに芸術性を問う文壇からは低い評価しか与えられなかった。また家庭小説そのものが文学史において別系統の作品として位置づけられ、今日に至っている。

けれども、「己が罪」は二つの点で今少し高い評価がなされるべきではないかと考える。

一つは、〈懺悔〉という語を積極的に小説の中に取り込んだこと、しかも、男性ではなく、女性にその語を用いたことである。時代の先端をいく自己表白の言葉〈懺悔〉を、知識人のみならず女性の世界に開いて見せた功績は大きかろう。用法自体はルソーに見る自己表白ではなく、必要に迫られての謝罪の意味を含む仏教語的なものでもあるが、〈懺悔〉によって過去を清算し、前向きに生きていくことができるという「一道の光明」を示したことで、女性が献身的な愛の力で夫婦・家庭の平穩を勝ち取ったこと、〈懺悔〉のできる家庭の大切さやキリスト教精神による愛の世界を提示したことなど、新たな境地を伝えたと言ってよかろう。

そしてもう一つは、自然主義文学への橋渡しである。日本の自然主義が自己告白をその作風の主流としていったのには、もちろん時代の必然があったのだろうが、自然主義流行の直前、さらにはその初期に、家庭小説に

おける〈懺悔〉、秘密の告白が爆発的な人気を博したことが全く無関係であったとは言えないのではないか。

「己が罪」における〈懺悔〉という語は、新聞小説の読者を無理なく新たな境地に誘う役割を果たすとともに、時代の流れを先取りし、結果的には橋渡しをするという、二重の戦略を秘めていたのである。

注

- (1) 第4巻、「家庭小説」の項(昭52・11・18、講談社)。
- (2) 人名・事項篇、「家庭小説」の項(平6・6・20、明治書院)。
- (3) 第3巻(昭9・12・5、中央公論社)。
- (4) 「家庭小説」と読むことの帝国——『己が罪』という問題領域(『メデイア・表象・イデオロギー 明治三十年代の文化研究』平9・5・30、小沢書店)。
- (5) 昭57・2・28、富山房。
- (6) 第2巻(昭59・3・10、角川書店)。
- (7) 第6巻(平13・6・20、小学館)。
- (8) 『破戒』の告白——菊池幽芳の『己が罪』と比較しながら——(安田女子大学日本文学会「国語国文論集」32号、平14・1)。
- (9) 「秘密の中心としての〈血統〉」『己が罪』『乳姉妹』(『国文学』42—12号、平9・10)。
- (10) 第93巻 家庭小説集(昭44・6・25、筑摩書房)。
- (11) 初出「大阪毎日新聞」(明36・8・24—12・26)、のちに前篇(明37・1)、後篇(明37・4)と分けて春陽堂から刊行。
- (12) 『明治文学全集』第93巻 明治家庭小説集(昭44・6・25、筑摩書房)に所収。
- (13) 『現代日本文学全集』第34篇 歴史・家庭小説集(昭3・6・1、改造社)。

- (14) 『紅葉全集』第7巻(平5・4・21、岩波書店)。
- (15) 初出「中央公論」(昭6・4(12)、のちに『現代日本思想大系』第13巻文学の思想(昭40・3・30、筑摩書房)に所収。
- (16) 『筑摩現代文学大系』第9巻 島崎藤村集(二)(昭52・6・15、筑摩書房)に所収。
- (17) 平18・10・1、双文社出版。なお、小池氏はその英訳本の持ち主が「村山の義兄で後に学習院の教授になった石川角次郎」で「アメリカから持ち帰った書籍の中に『懺悔』があったと藤村は記しているが、それ以上のことには言っていない」ため、どの英訳本かは不明と付け加えている。
- (18) 『鷗外全集』第2巻(昭46・12・22、岩波書店)に所収。
- (19) 環は、離縁を免れたことに加え、「かの懺悔に年頃の重荷を下し得たるとにて心の苦痛はいふばかりなく和げられたる」(後57)という状況になる。そして篤志看護婦になって、罪を償うという目標が立ったことにより、隆弘とは別に自身も「一道の光明を認めて、少からぬ慰安を得」(後59)るのである。
- ・テキストとして、『大悲劇名作全集』第三巻「己が罪」(昭9・12・5、中央公論社)を用いた。
 - ・なお引用にあたり、テキストも含め、すべての文献について、便宜上漢字は旧字体から新字体に改め、ルビは適宜省略した。

(ふえき みか 日本語日本文学科准教授・近代文化研究所員准教授)